

第4回檀原市公私連携法人指定審査委員会 会議録

日時：令和6年4月3日(水)午前10時～午前11時10分

場所：大和信用金庫 八木支店 3階 第2会議室

【出席委員】 重松委員・和田委員・深水委員・東岡委員・平山委員・田子森委員

【事務局】 川田部長・清水副局長・池田副部長・岩本課長
門長副部長・西岡課長補佐・西迫統括調整員・平井主査

【傍聴者】 なし

1. 開会

(司会)

本日の出席6名、欠席2名で半数以上の委員がご出席で、「檀原市公私連携法人指定審査委員会規則」第6条第2項には、「委員会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。」とありますので、会議が成立していることを申し上げ、ただ今から第4回檀原市公私連携法人指定審査委員会を開会いたします。

また、今回は「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会及び会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(司会)

「異議なし」ということで、公開させていただきます。

また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

なお、本日傍聴希望の方はおられません。

それでは、これより審議に移ります。

檀原市公私連携法人指定審査委員会規則第6条第1項により、「委員会の会議は、委員長がその議長となる」とありますので、以降の進行は、重松委員長にお願いいたします。

2. 議事

(1) 公私連携幼保連携型認定こども園整備及び運営に係る協定書(案)の審査について

(議長)

それでは、本日の審議に入らせていただきます。

最初の案件の、「公私連携幼保連携型認定こども園整備及び運営に係る協定書(案)の審査について」を事務局から説明してください。

(事務局)

-資料1・資料2に基づき、「公私連携幼保連携型認定こども園整備及び運営に係る協定書(案)」について説明-

(議長)

事務局からの説明につきまして、委員のみなさまのご意見、ご質問等がありますか。

(田子森委員)

第11条の上から3行目についてですが、保護者の方々から意見が出まして、「その他特別な支援を要する園児を受け入れることとする。」という文言を、「受け入れる」ではなく、「受け入れを拒んではない」という文言にすることはできますか。

拒まれる、ということが気になる保護者の方もおられるため、入園時・入園後も差別的な対応を行ってはならないということをより強く書くことができないかという意見がありましたがいかがでしょうか。

(事務局)

受け入れに関しては障がいを持たれている方の障がいの状況や施設の状況によっては受け入れが困難な場合は出てくるとは思いますが、原則的に受け入れを拒んではいけない、という文言は差し支えないと思います。

(田子森委員)

では「原則、受け入れを拒んではいけない」ということを強く記載いただければ安心できるかと思えます。

(田子森委員)

第7条の三者協議会についてですが、保護者の代表は1人でなく複数人でもよいでしょうか。

(事務局)

1名でなくてはならないというような人数の基準はありません。あまりに多い人数だと難しいですが、ある程度、代表の方を決めていただいて複数人で参加いただいて構いません。

複数の方でお話を聞いていただいて、内容に間違いがないか確認いただくことも必要だと考えています。

(田子森委員)

では複数の保護者代表の参加が可能ということで、それが分かるように協定書に一文入れていただくことは可能でしょうか。

(事務局)

問題ないかと思いますが、文言としてどう表現するか検討させていただきます。

(田子森委員)

第8条の「乙は、利用定員を増加、または減少しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。」とあります。協定書には収容人数も書かれていますが、将来的に事業者さんが変更したいとなったときに、保護者の話を全く聞かずに、市と事業者さんのお話だけで変更できてしまうというのが怖いと思います。

甲と協議ではなくて、三者協議会で協議や同意を得た上で変更するようにできないでしょうか。

(事務局)

基本的に定数を決めるのは事業者と市ではあると思います。

ただ、事前に保護者の方にご意見を伺うというのは可能かと思しますので、例えば「保護者の意見を聞いた上で甲と協議を行う」などという記載にさせていただければと思います。

(田子森委員)

そうですね。

もし変更されるのであれば、保護者の方の意見を聞いていただいたり、三者協議会の中である程度同意を得られてから話を進めてもらえるようにしていただければと思います。

(田子森委員)

第 15 条第 2 項のところで、「乙が入園を決定するものとし、決定方法については、甲乙協議の上、乙が別に定めるものとする。」とありますが、入園に際し、差別的な取扱い等がないかを心配しています。この決定方法について、どういう基準で決定されるのか、事前に保護者が知ることはできるのでしょうか。

保護者全員に知らせなくても、三者協議会代表者に見ていただくなど。

(事務局)

ある程度、名前を隠した状態で情報公開はできますが、決定するものを全ての保護者へ開示するというのは、個人情報との関係もあるので、難しいと思います。

そういうことがないように市が目光らせるということになると思います。

(田子森委員)

保護者としては、どういう基準で判断が下されているのかというのは知ることはできないということですか。

(事務局)

協定書にも書かれているとおり、幼稚園として利用する 1 号認定の子どもについては、真菅北・耳成西幼稚園の園区内に住んでいるお子さんは、全員受け入れることとなっています。

保育所として利用する 2・3 号認定のお子さんの受入れについては、園ではなく市で利用調整を行うこととなります。

1 号の園区内のお子さんは全員入所でき、また 2・3 号認定児については法人ではなく、市で入所の決定を行うため、大丈夫かと思えます。

(田子森委員)

不当な扱いがされないと安心できれば良いのですが。

(事務局)

そうですね。

(田子森委員)

第 16 条の給食について、「安全・安心に提供すること」と書かれていますが、アレルギーの問題であったり、ちゃんとしたものを食べさせてもらっているのかというところが保護者が気になる場所かと思えます。

こういったものが給食ですでているのか、日々の報告、把握できる仕組みをとってもらうことはで

きますか。

例えば、耳成西幼稚園ではコドモンで毎日配信されていて、こういったものを食べているか把握できる仕組みがあり、事業者さんにもそういった仕組みを引き継いでもらうことはできないでしょうか。

(事務局)

給食については、基本、保育所・こども園については保護者にわかるように提示することとなっているかと思います。現在、単独幼稚園については宅配弁当となっていますが、認定こども園になると自園で調理された給食の提供となりますので展示食等を送迎時に見てもらえるような運用をしている園が多いかと思います。

(田子森委員)

耳成西幼稚園の園区の方については送迎ができるというお話になっているかと思います。

園まで行けない方というのもたくさんおられるかと思います。

新賀など、そのあたりに住んでいる方は真菅北まで来て展示物を見ることはできないかと思うので、展示物だけでなく保護者の方が確実に見ることができる仕組みをお願いしたいと思います。

(事務局)

それは可能かと思います。

(田子森委員)

次の事業者に確実に引き継いでいただければと思います。

(事務局)

第16条第1項第5号で、「園児や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。」となっていますので、そこは実施していただく範囲だと思いますので、確実にやってもらうようにしたいと思います。

(田子森委員)

保護者アンケートの内容にも繋がっていくところではありますが、給食のアンケートについても、PTA や保護者からの開催の要望があれば三者協議会等によって保護者の意見がとおるような仕組みを行っていただければと思います。

(議長)

今の部分は要望だけでよろしいですね。

(田子森委員)

協定書に書いていただきたいです。

(事務局)

疑義が生じたり運営に関することは三者協議会で協議するとなっています。

細かなところまで規定していくときりがなくなってしまうので、三者協議会の中で確実に実施していきたいと思います。

(田子森委員)

第22条の保護者アンケートについて、詳しく変更していただいています、より詳しく書いていただきたいと思います。

三者協議会によってアンケートをつくるというのは毎年、定期的に行っていくものでしょうか。

一回だけで終わりでしょうか。

(事務局)

毎年やっていくことになるかと思います。

(田子森委員)

内容であったり回数であったりを毎年三者協議会にて決定して、時代や利用者によって変更していけるような、業者さんに取り入れていただけるようなアンケートにしていただければと思います。それがわかるような文言にしていただければと思います。

(事務局)

アンケートは毎年行いますが、内容の見直しについても毎年行うという内容ですか。

(田子森委員)

はい。

(事務局)

協定書でどこまで記載するかというところではありますが、検討したいと思います。

(田子森委員)

第 28 条の 4 号について、「耳成西幼稚園において使用している備品について、甲乙が合意したものについて開園時に譲渡される」とありますが、計画上、公私連携こども園の開園時から耳成西幼稚園の閉園まで 2 年ほどあるかと思います。

開園時に備品がなくなってしまうと耳成西幼稚園に引き続き通うお子さんが不便な状況になる可能性があるのではと思います。

開園時に全て譲渡するのではなく、利用者がいなくなっただけにしていいただきたいと思います。

(事務局)

真菅北の公私連携認定こども園が開園すれば、耳成西幼稚園の利用者も徐々に減っていくことになるかと思うので、クラス数も減っていくことになるかと思います。

そうなれば余ってくる備品もあるかと思うので、その中から必要なものを譲渡することになります。

耳成西幼稚園の運営が優先なので、運営に必要なものは引き続き使っていただきます。

(田子森委員)

確認となりますが、認定こども園について開園していくことには同意していますが、耳成西幼稚園に関してはまだどうなるかわからない、いつ閉園するのか最終確定はしていないという認識です。

まだいつ閉園するか未定の状況で、「開園時に備品を譲渡する」と書かれているともう決まってしまうのかなと感じるので、文言を変更してもらえればと思います。

(事務局)

誤解がないような表現にしたいと思います。

(田子森委員)

第 34 条の引継ぎ要員に関係する部分になるかと思いますが、新しい認定こども園ができたときに、耳成西幼稚園・真菅北幼稚園の現職員さんから希望があれば積極的に採用していくというお話を聞いたように思います。

そういったことは実際にあるのでしょうか。

(事務局)

耳成西幼稚園のお子さんが新しいこども園に行かれた時に知らない先生ばかりだと戸惑うこともあるかと思うので、引継ぎもかねて、会計年度任用職員が希望したら移っていただけるような話はしています。

(田子森委員)

第 33 条の継続性の配慮であったり、第 34 条の引継ぎ要員であったりに関わってくるのかと思いますが、「真菅北幼稚園・耳成西幼稚園の職員の希望があれば積極的に採用する」というような文言を入れていただくことはできないでしょうか。

(事務局)

あまり記載しすぎると誤解を生んではいけないと思います。

現職員の中にも耳成西幼稚園に配属されたら新しいこども園に移らないといけないと誤解されている場合もありますので、あまり強く書きすぎても誤解を生むかと思いますので、あくまで職員が希望された場合には積極的に採用してもらおうということになっています。

第 14 条第 1 項第 11 号にそのあたりのことを書かせていただいております。

(田子森委員)

第 36 条について、本協定の変更について甲乙協議の上とありますが、三者協議会や保護者の意見を聞いた上で変更されるものと分かるように変更していただければと思います。

(事務局)

協定書の根本にも関わるところにもなりますので、市の法務専門官にも相談の上、文言の整理をさせていただきたいと思います。

(田子森委員)

第 41 条第 3 項の損害賠償についてですが、「その損害を賠償しなければならない」のその損害とはどの範囲までを指すのでしょうか。

市だけでなく、解除されたときには保護者にも損害が出てくると思います。

一番の目的としては、こういうペナルティがあるのでちゃんとしなくては、という抑止になればと思います。

(事務局)

損害ということになれば、間接的には保護者の方がお子さんを預けられなくなって仕事を休まざるを得なくなった、というような損害賠償請求が市に対してあれば、市の損害にもなりますし、保護者の方へ説明会をしなければならなくなった際には費用について請求することになるかもしれません。

市が通常運営していく中でできていたことが、それができなくなって市として損害となれば対象となってくると考えています。

法律的な話にもなってしまうのですが、深水委員、いかがでしょうか。

(深水委員)

損害はどこまでかというお話でしょうか。

もしくは協定に何かをいれるべきというところでしょうか。

(田子森委員)

もし、保護者に損害が生じた場合に、その損害に対しても賠償を適用してもらえるような法律的な文言にしていきたいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

(深水委員)

この協定書は市と郡山双葉会との契約なので、保護者は契約当事者ではないということになるため、その損害をダイレクトに請求できるような形にするというのは、基本的には難しいと思います。

損害が生じた場合に「損害は何か」というのはよく問題になりますが、そういった争いになるのを避けるため、「こういった場合には少なくともいくら」という推定規定を置く場合がありますが、そういう条項はすごく難しいです。

こういうことがあった場合、というのをたくさん書いた方がよいですが、色々な場合が考えられるため、それらの規定を設けるとしたら非常に難しいため、多くの場合がこのような書き方になっています。

例えば「1日休んだらいくら」というような推定規定を置く場合はあり得るにはあり得ますが、それはあくまで市に対してであり、それを市が保護者に対してどうするかは自由ですが、まずは市に対してしか無理で、何か入れるとしたら推定規定を入れる場合がありますが、市との契約ではあまり見ないです。事業者にとって非常に重い契約になってしまうので、市が優越的な立場になってしまい、そこまでやるのか、というのがイメージ的にあると思います。

(田子森委員)

例えば、市に対して保護者から来た請求についての対応を書くことも難しいでしょうか。

(深水委員)

難しいかと思います。

どこまでが損害とするのかいくらなのかという争いになると思います。

(田子森委員)

例えば市が事業者に対してペナルティを用意するとしたら、市が監督しても直らず資格をはく奪するとなった時に、市が無償で土地を貸与しているので、それまでの貸与期間の分に利息をかけて返済するなど、業者さんが、これやりすぎたら被害でかいからちゃんとやらなあかん、と思ってもらえるような抑止になるような文言を入れたいです。損害を賠償する、だけだと抑止にならないのではないかと不安がありまして。

(議長)

そういった内容は裁判の内容になってくるのではないかと思います。

文言としてはこういった内容が妥当な表現なのだと思います。

裁判に行くまでもたくさん事例がありますか。

(深水委員)

裁判に行くまでもたくさんありますし、実際裁判になっても損害っていくら、というのがどの事例でも争われて、この判例だからいくら、と引っ張ってこれるものではないかと思っています。

(議長)

少なくとも、賠償しない、関係ないという話ではなく、ここに関わってはきちんと市が対応します、という表現かと思っています。

あとは今までの先行事例や、複雑なところは裁判で市が訴えるという話になるかと思っています。

(田子森委員)

これ以上、抑止的、ペナルティ的な内容を入れるのは難しそうですか。

(議長)

これでも業者さんとしてはかなりペナルティといたしますか、抑止にはなっていると思います。

(深水委員)

加えることが全くないというわけではないですが一般的な契約ではないので、かなり練らないといけないことになると思います。

(田子森委員)

わかりました。

(議長)

議事録も残りますので、議事録としてそういうことに係る懸念がありましたと、今の発言も含めて記録に残していただけますよね。

(事務局)

はい。

(議長)

今の田子森委員の発言に関わっては、きちんと市が把握すると。

(田子森委員)

ここの文言に書かないこともたくさん業者さんとお話されると思いますので、ちゃんとした運営をしていただけるような、抑止になるような協定を結んでいただければと思います。

(事務局)

今までの発言されたこと、実際に協定書に反映できるできないは別として、こういった思い、ご意見があった中で協定書を結んでいる、というところをずれていかないように継続的に市が関わっていくことをお約束させていただきます。

(東岡委員)

第2項のところで「乙が第三者に及ぼした損害」とありますので、この第三者に保護者は該当しないのかなと思いますが解釈的にはいかがでしょうか。

当事者は市と双葉会なので、保護者が第三者ということであれば、保護者の損害に対して事業者は賠償すると読めるかと思うのですが。

(深水委員)

そうですね。

(田子森委員)

保護者も含めて地域も含めて、何か損害を及ぼしたことに対しては双葉会が賠償の責任を負うと解釈できますか。

(深水委員)

一般論としては。

(田子森委員)

わかりました。ありがとうございます。

(田子森委員)

不当な差別的取扱いの禁止ということで、第42条に「園の運営にあたっては、～差別的な取扱いをしてはならない。」とあり、また「園児の入園が困難と思われる場合については、甲と十分に協議したうえで判断するものとする。」とありますが、これは入園だけではなくて、入園後についても含

まれるという認識で大丈夫でしょうか。

(事務局)

入園のときだけでなく、通常の運営についても含まれる内容になるかと思います。

(田子森委員)

入園の時だけでなく在籍しているときも、どうしても受入れが困難な場合、基本的にはあって欲しくないことではありますが、どうしてもというときには甲乙協議の上で判断するということでしょうか。

双葉会が勝手に、この子無理やから、と転園を促すようなことはないということでしょうか。

(事務局)

入園は受けたが、途中で無理ですよ、と勝手に言わないようにということですね。

(田子森委員)

そうですね。市の判断なしに。

よく私立で”受け入れたけど転園してください”と転園を促されるケースを聞きますので。

公立幼稚園では聞かないことですので、それを引き続き認定こども園さんでやっていただければと思います。

(事務局)

第42条の下の部分は、施設の整備等やむを得ない理由により園児の入園が困難と思われる場合について書いているため、最初のところの「園の運営に当たっては…」の部分で運営と入園のことを書かせてもらえばよいかと思うのですがいかがでしょうか。

(田子森委員)

そうですね。私たちが説明会等でもお話しているとおおり、耳成西幼稚園を存続してほしいと考えている理由として、地域の最後のセーフティネットが耳成西幼稚園や真菅北幼稚園などの公立幼稚園であり、保護者にとって最後のセーフティネットがなくなってしまうというのが一番怖いと思います。

そのセーフティネットという立ち位置を認定こども園さんにも続けていただきたいと思いますので、その確約ができるような協定書になっていればと思いますので、そのような文言の変更、配慮をお願いいたします。

(事務局)

協定書全体的にそういう文言をかなり散りばめていると思っていますので、さらに不足する部分があれば確認したいと思います。

(事務局)

先ほどお答えした内容について補足させていただきます。

まず給食の情報提供について、情報提供自体は可能かと思いますが、アレルギーのあるお子さんについては除去食を提供しているため、その除去食の内容まで一人一人に対して配信するというのは難しいかもしれません。

(田子森委員)

そこまでは考えていません。あくまで公立幼稚園で行っていただいている内容までぜひやっていただきたいと思います

(事務局)

また入所に関しての選定について、保護者の代表の方にお伝えするのは難しいとお話いただきましたが、当該保護者の方が開示を求められる場合には、きっちり情報開示させていただきます。

全然開示できないというわけではなく、当事者には開示できます。

(田子森委員)

わかりました。

ありがとうございます。

(深水委員)

第28条の貸し付けのところで、令和19年の4月1日以降は改めて契約となっていますが、これは市としては無料ベースに近いところを予定されているのか、あるいは実勢価格を予定されているのか、どちらのイメージでしょうか。

(事務局)

見直しは行いますが、基本的には事業者さんに負担のかからない形を考えております。

実勢にもどるということはありません。

有償とするとしても、低額な形でとは考えています。

実際の運営状況にもよるかと思しますので、そのあたりも聞かせていただいた上で決定する形となるかと思えます。

(深水委員)

わかりました。もし高いところで予定されているのであればこの内容だと、事業者さんもこの10年間で色々経済的なことを考えないといけないかと思いましたが、無償に近い形で考えておられるのであればこれで良いかと思えます。

(東岡委員)

第38条のところで帳簿等の保管として5年間とあるが、保管するだけで会計報告は特に求めないということよろしいでしょうか。

協定書としては財務内容の報告や収支については報告は求めず、保管だけしておけばよいという理解でよいでしょうか。

一般的にそういう数字については求めないのかなというのが気になりましたので。

(事務局)

基本的に帳簿等については毎年、社会福祉法人として市に出していると思しますので、部署は違いますがその中で検査していただくという形になるかと思えます。

(東岡委員)

協定では必要ないけれども、別で私立保育園として提出義務があるのでそちらで確認できるのでこの協定書では必要ないということよろしいですか。

(事務局)

はい。

(東岡委員)

わかりました。

(深水委員)

第20条の個人情報の保護に関する規定についてですが、協定では自分で作っていけばよいということになっていますが、その規定の内容については確認することとなっておりますが、規定が適切かどうかというのは別の監査で確認されるということによろしいでしょうか。

(事務局)

そのような形で考えておりますが、齟齬がないかどうかだけ最終確認させていただきたいと思えます。

(和田委員)

第8条の定員についてですが、協定書にのせるのせないというところではないですが、3号認定の2歳児が下限として6人以上となっておりますが、仮に2歳児が6人いた場合の職員配置としては、担任が1人だけになってしまうことが考えられますが、職員配置について市はどのように関わられるのか教えていただきたいです。

(事務局)

0・1・2歳児は配置基準上それぞれ保育士1人で見られる人数となっておりますが、本当は0・1・2歳児の定員ももう少し増やしたかったところではありますが、耳成西・真菅北幼稚園の1号認定児のお子さんを全員受け入れようと思うと、全部で30数人になるかと思っています。

3歳児を40人と想定した場合、2歳児を6人くらいに絞らないと3・4・5歳児の受入れが難しいと考え人数を設定しています。

保育する中で、全部1人ずつの担任、1人の目でずっと見るというのは運営上は良くないと思うので、もし事業者が2歳児を6人以上、例えば10人に増やしてもらえれば、1号認定児を受け入れるために定員を50人に増やす、等の園との話し合いが必要かと思っています。

(和田委員)

もしぎりぎり2歳が6人だとした場合、担当1人でいくのかというところで、国の配置基準では数字上の話では1人でよいが、実際に6人を保育士1人で見てトイレもいけないということが昔から言われていることなので、その辺の先生の配置について、協定書にのせるかどうかは別として市がどのようにして基準を考えていかれるのかというのをお聞かせいただきたいだったので、またその辺を開園されるにあたって、きっちりこの人数が来られるかもわかりませんが、配置について市も一緒に見ていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(議長)

資料の修正時に、「移管」を「開園」という言葉にしていますが、「移管」という言葉が残っている箇所がありますがよろしいでしょうか。

(事務局)

修正させていただいた部分は、奈良市を参考に協定書を作成した際、奈良市が園自体を移管されていたため、表現を修正させていただいておりますが、その他の部分については全体の内容を確認したうえで、必要に応じて修正させていただきます。

(議長)

ご意見、ご質問等は他にございませんか。

無いようでしたら、委員長に一任頂き、事務局と調整の上、本日頂いたご意見等を基に、協定書

(案)の修正を加えて、これをもって協定書(案)の内容を確定させてよいでしょうか。

もちろん、修正等がありましたら改めてご連絡させていただきたいと思います。

(田子森委員)

修正後の協定書案を一旦、見ることはできますか。

それに対して意見がなければ確定ということによいでしょうか。

(事務局)

はい。

(議長)

それでは、委員長にご一任頂き、事務局と調整の上、本日頂いたご意見等を基に修正を加え、これをもって協定書(案)の内容を確定し、最終のご確認の依頼をさせていただくということによろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(議長)

なお、協定書(案)が確定次第、速やかに重ねて委員の皆様へ報告させていただきますので、宜しくお願いたします。

以上で、「公私連携幼保連携型認定こども園整備及び運営に係る協定書(案)の審査について」を終わります。

(2) その他

(議長)

「その他」として何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局の方から今後の日程について説明させていただきます。

委員長主導のもと、協定書案を修正させていただきまして、確定に進めていきたいと考えております。

協定書案が委員会の方で確定いただきましたら、候補者の了承の上、市議会への報告を経て、5月下旬を目途に協定書を締結したいと考えています。

なお、「樫原市公私連携法人指定審査委員会規則」第4条に「委員の任期は、委嘱又は任命の日から、市長が法第34条第1項に規定する指定をしようとする法人と協定を締結する日までとする。」とありますので、本協定の締結日をもって、委員の皆様の任期が終了することになりますので、ご了承ください。

委員の皆様には、休日の委員会開催などタイトな日程で、大量の資料を審査頂くなど、大変お手数をお掛けしましたこと、心よりお礼申し上げます。

説明については以上となります。

(議長)

以上をもちまして、本日のすべての議題に係る説明、審議が終了しましたので、司会に戻します。
皆様、議事進行にご協力頂き、ありがとうございました。

(司会)

なお、この会議録につきましても檀原市ホームページで公開予定をしております。
それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
本日はどうもありがとうございました。

3. 閉会